



令和3(2021)年度 とちぎの技術ブランド “栃木県フロンティア企業”募集!

栃木県内には、独自の優れた技術や市場占有率が高い製品を保有する企業が数多く存在します。県では、こうした企業を、とちぎの技術ブランドである“栃木県フロンティア企業”として認証し、県内外に広く紹介するとともに、県産業技術センターの使用料の減免など各種の支援を行っています。令和3(2021)年度は、次のとおり募集を行いますので、奮って御応募ください。
※ 栃木県フロンティア企業：209社(令和2(2020)年6月1日現在)

対象企業

製造業又はソフトウェア業を営む企業で、県内に主たる事業所を有する中小企業又は本店を置く大企業です。

申請期間・方法

- 申請期間は、**令和3(2021)年2月19日(金)から4月2日(金)まで**です。
- 申請書の様式は、栃木県のホームページからダウンロードしてください。
(※申請書の押印が廃止されたため、最新の申請書をダウンロードし、御記入ください。)

※ 県HP>産業・しごと>商工業・企業立地>技術・製品開発>とちぎの技術ブランド“栃木県フロンティア企業”の募集について (<https://www.pref.tochigi.lg.jp/f02/work/shoukougyou/gijyutukaihatsu/frontier.html>)

- 申請書に必要な事項を記入し、添付書類とともに下記まで持参、郵送(当日消印有効)又はメールで提出
[メール容量は3MB以内でお願いします]してください。

認証期間

令和3(2021)年6月1日から令和6(2024)年5月31日まで



(募集ページQR)

認証基準

- 技術・製品の独自性/独自技術、機能面の優位性、特許等を有していること
- 技術・製品の競争力/性能面・価格面の競争力、成長性・将来性を有していること
- 企業の信頼性/品質保証や環境負荷低減、地域社会への貢献に取り組んでいること

認証後の支援措置

- 県産業技術センターが行う機器開放に係る使用料及び依頼試験に係る手数料の減免
- 県産業技術センターの行う技術デリバリー事業(企業への職員派遣)の負担金の減免
- 新技術・新製品の研究開発に対する助成(ものづくり技術強化補助金)
- 県制度融資(新事業開拓支援資金)の実施
- 県ホームページ等によるPR
- 展示会への出展機会の提供等による販路開拓

審査方法

- 有識者で構成する栃木県フロンティア企業認証審査委員会において書面審査を行います。
- 審査結果については、令和3(2021)年5月下旬を目途に文書にて通知します。

その他

- 事業実施の正式決定は、令和3(2021)年度栃木県一般会計予算成立後となります。
- 現認証企業でも、認証技術・製品と異なる技術・製品であれば申請が可能です。
- 申請技術・製品については、製造・販売・使用するに当たり、必要となる法令等を遵守していることが必要です。(※申請時添付書類として、申請技術・製品について、法令等に基づき必要な許可証等がある場合には、その写しの添付が必要となります。)
- 申請書類に記載された情報については、令和3(2021)年度栃木県フロンティア企業認証及び支援に係る事務以外には使用いたしません。

(申請先・問合せ先)

〒320-8501 宇都宮市埜田1丁目1番20号 県庁舎本館6階

栃木県産業労働観光部 工業振興課 ものづくり企業支援室

TEL: 028-623-3192 FAX: 028-623-3945 E-mail: frontier@pref.tochigi.lg.jp

